

第5期厚真町障がい福祉計画・第1期厚真町障がい児福祉計画（案） に対する意見募集の結果について

第5期厚真町障がい福祉計画・第1期厚真町障がい児福祉計画（案）について、町民の皆さんのご意見を募集させていただいたところ貴重なご意見をいただきましたので、その意見に対する厚真町の考え方を公表します。

1 意見募集の実施概要

実施期間	平成30年2月26日（月）から平成30年3月27日（火）（30日間）
資料の入手方法・場所	(1) 町ホームページ（電子データのダウンロード） (2) 役場町民福祉課福祉グループ（書面の縦覧）

2 ご意見の概要及び厚真町の考え方

項目	ご意見の概要	ご意見に対する町の考え方
第5 計画推進のための具体的な取り組み 1 住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる共生社会の実現	地域で生活をする上で、在宅支援の充実が必要である。障がい児・者の在宅支援は不十分であり、介護者の理解を深める講習なども必要と思う。	本町の障がいのある方への在宅支援は、まちなか交流館における就労継続支援B型事業、移動支援事業や日中一時支援事業などがあり、一定の成果を上げています。 本町の人口規模やサービス事業者等、支援が不十分な点もあるかとは思いますが、近隣市町とも連携をとりながら、在宅支援の充実を図っていきます。 また、介護者の理解を深める講習等については、本町においても障がいの理解を深めることができるよう、研修を定期的に開催していますが、今後も研修等の開催を継続し、当事者等の声からテーマを決定する等して、より充実したものとしていきます。
	就労継続支援B型事業所が町にできたが、障がい者の方の就労日以外の休日の余暇活動の場が町にない。他の自治体の地域で暮らしている障がいの方の余暇活動の情報を集め、厚真町で取り組めることを検討してほしい。	障がいのある方の休日の余暇活動の場については、本町においても日中一時支援事業や、障がいのある方の家族等の自発的活動等を支援していますが、ご意見にあったように、他自治体の取り組みも参考にしながら、本町として取り組めることを検討していきます。

	<p>障がい児が学校を卒業すると運動をする機会が減る。障がい児・者が健康的な生活を送るためにも、運動は大切なので、送迎を含めた対策を町でできないか。</p>	<p>障がいのある方が運動をする機会については、余暇活動の充実とも重なると考えますが、生活介護等の障害福祉サービス、日中一時支援等の地域生活支援事業のほか、町の事業等を活用して、運動することができる機会の確保を検討していきます。送迎については町の関係部署等とも連携を取りながら検討していきます。</p>
	<p>障がい児・者の健康維持・増進、病気の発症予防、生活の質の維持・向上のため、身近な専門職として保健師に、本人や家族のニーズや様々な相談ができるような構築体制がとれないか。</p>	<p>健康管理は非常に大切なことであり、障がいの程度によっては自己管理等が難しいことが想定されます。町の保健師への相談は隨時対応していますが、障がいのある方やその家族等に対して、気軽に保健師に相談できるような周知を検討していきます。</p>
	<p>地域での生活を支える仕組みとして、介護保険には地域包括支援センターがあるが、障がい児・者にも地域で支える仕組みの構築はできないか。障がい児・者が親亡き後も安心して地域で暮らせる体制が必要だと思う。</p>	<p>障がいのある方の相談窓口として、本町においては、役場町民福祉課福祉グループ、また、協定に基づき、苫小牧市に東胆振圏域地域生活支援拠点センター（以下「地域生活支援拠点」という）を設置しています。</p> <p>地域生活支援拠点においては、相談支援の他に、地域生活の体験、緊急時の受け入れ等、障がいのある方が安心して地域で暮らすことができるよう支援することを目的としています。</p> <p>今後も地域生活支援拠点と連携を取りながら、障がいのある方の地域支援を充実させていきます。</p>